

近畿労働保険指導協会だより

令和元年 冬号

2020年4月より

民法(債権関係)の大改正の概要…P2

★改正概要(消滅時効、法定利率、保証、約款など)

★保証制度の改正概要(個人の根保証契約ルール、情報提供義務)

健康保険&厚生年金保険の

保険料に関する基礎知識…p3

2019年10月の法改正に伴う随時改定をお忘れなく…p 4~5

★随時改定の概要

★固定的賃金の変動とは? / 標準報酬月額とは? / 随時改定の特例

令和元年度

地域別最低賃金…p6~7

★月給・日給の方も最低賃金以上かどうかの確認をお願いします

社会保険に加入しましょう…P8

今月の深掘り知識:パート・アルバイトの社会保険への加入義務



令和元年第3期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します



労働保険事務組合

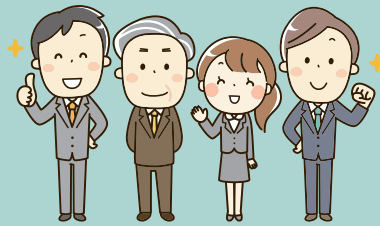
近畿労働保険指導協会

☎ 06-6304-5632

特集…
最低賃金の変更&消費税10%に伴う
社会保険料の随時改定

社会保険に加入しましょう

(労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険)



法改正

29年8月より
老齢年金を受け取るために
必要な資格期間が
25年→10年に短縮。



労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり(強制)。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です(任意)。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
(飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入)



健康保険・厚生年金保険
の保険料に関する記事は
本誌3～5ページ。

法改正

28年10月より
従業員501人以上の事業所で
健康保険・厚生年金保険の
加入対象が広がりました。

雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む)
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

法改正

雇用保険の適用拡大。
29年1月より
65歳以上も加入対象。

健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
(飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入)



詳しくは当会まで ☎ 06-6304-5632

今月の深堀り知識

Q. パート・アルバイトの方の 健康保険&厚生年金保険の加入義務は?

関連記事:3ページ「健康保険&厚生年金保険
の保険料に関する基礎知識」

*社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入は、**企業単位**で
行います。社会保険に加入すべき企業については、上段の「社
会保険に加入しましょう」をご覧ください。社会保険に加入
している企業では、**本人の意思**に関係なく、**原則、適用要件**
にあてはまる方は**全員、社会保険**に加入します。

A.

従業員数501人以上の企業の場合

所定労働時間が週30時間以上、もしくは、①～⑤すべて
満たす場合には、健康保険と厚生年金保険に加入の義務が
あります。

- ① 1週間あたりの**所定労働時間が20時間以上**。
- ② 1ヶ月あたりの**所定内賃金が88,000円以上**。
- ③ **雇用期間の見込みが1年以上**であること。
- ④ **学生でない**こと。
- ⑤ **75歳以上でない**こと(健康保険)。
70歳以上でないこと(厚生年金保険)。

従業員数500人以下の企業の場合

次にあてはまる方は健康保険と厚生年金保険に加入の
義務があります。

「**1週間の所定労働時間**」および「**1か月の所定労働日数**」
が、同じ企業で同じ業務を行っている正社員など一般社
員の**4分の3以上**。ただし、**75歳以上でない**こと(健康保
険)。**70歳以上でない**こと(厚生年金保険)。

(上記要件を満たさない場合には、加入の義務はありませんが、
社会保険に加入することについて労使で合意がなされており、
従業員501人以上の企業の加入要件①～⑤をすべて満たす方は、
健康保険と厚生年金保険に任意で加入することができます。)

編集と発行 労働保険事務組合 近畿労働保険指導協会

〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島4-5-4-801 電話:06-6304-5632 FAX:06-6195-2821

E-mail: info@kinki-rouho.com URL http://www.kinki-rouho.com/